

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十六条第一項第三号」の下に「又は第四号」を、「規定により」の下に「市町村」を加える。

第十一条第一項中「児童委員」の下に「市町村長」を加える。

第十二条中「同条第二項」を「第二項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は児童(児童については、職業指導を行う里親に委託する場合に限る。)」を削る。

第十四条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十六条第一項中「の規定により一時保護」を「に規定する一時保護(法第三十三条第六項から第九項までに規定する一時保護を含む。以下この条において「一時保護」という。)」に、「一時保護決定通知書」を「一時保護決定通知書」に改め、「より当該児童」の下に「又は法第三十一条第四項に規定する延長者(以下「延長者」という。)」を加え、「一時保護委託通知書」を「一時保護委託通知書」に、「委託者」を「委託先に改め、「及び当該児童」の下に「又は延長者」を加え、同条第二項中「法第三十三条第一項又は第二項に規定する」を削り、「一時保護解除決定通知書」を「一時保護解



別記第二十九号様式申「養子縁組希望里親」を「養子縁組里親」に、「養育里親研修」を「養育里親研修又は養子縁組里親研修」に、「養育里親になる」を「養育里親等になる」に、「養育里親認定申請」を「養育里親又は養子縁組里親認定申請」に、「養育里親希望者」を「養育里親又は養子縁組里親希望者」に定める。  
別記第二十九号様式の二の二を次のように定める。

(表)

養 育 里 親 調 査 票  
 養 子 縁 組 里 親 親 親  
 養 養 子 縁 組 里 親 親 親  
 専 門 族 里 親 親 親

里 親 の 種 類		養育里親		養子縁組里親		親族里親		専門里親	
経由子ども相談センター		子ども相談センター				調査日		年 月 日	
						調査者		印	
養育里親等希望者について の事項	住 所	〒							
	交 通 目 標					電話番号			
	(ふりがな) 氏 名				性別				
	生年月日(年齢)	年 月 日 ( 歳)				年 月 日 ( 歳)			
	養育里親研修又は養子縁組里親研修修了年月日又は修了見込み年月日	年 月 日 修了見込				年 月 日 修了見込			
	職 業								
	履 歴								
	健 康 状 態								
	養育里親等になることを希望する理由								
	養育に対する理解の程度、熱意等								
養 育 の 方 針									
専門里親の場合はその旨記入									
里親と起居をともにする者	氏 名	生年月日	性別	続柄	健康状態	性格	職業	履歴	養育に対する理解度
◇特記事項									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する場合はその旨を記入</li> <li>・ かつて里親であった者はその旨を、また、他の都道府県において里親であった場合にはその都道府県とその際の認定・登録年月日を記入すること。</li> </ul>									

別記第三十二号様式甲「養子縁組希望里親」を「養子縁組里親」に、

「養育里親」を「養子縁組希望 親族里親 専門里親」を

「養育里親 養子縁組里親 親族里親 専門里親」に、

「養育里親研修了」を「養育里親研修又は養子縁組里親研修了」に、「養育里親」を「養育里親等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類は、改正後の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類とみなす。

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社